



2021.冬号

No.04

知的 財産 Newsletter

判例1

画像のリツイートに氏名表示権侵害を認めた事例

判例1の解説ポイント

判例2

防護標章登録に必要な需要者における認識の程度

判例2の解説ポイント

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

大江橋法律事務所

OH-EBASHI

判例1

画像のリツイートに氏名表示権侵害を認めた事例



富田 詩織

Shiori Tomida

PROFILEはこちら

最高裁第三小法廷令和2年7月21日判決(平成30年(受)第1412号)裁判所ウェブサイト〔リツイート事件最高裁判決〕

裁判例はこちら

本件は、写真家である原告(X)が、ツイッターを運営する米国法人(Y)に対して、ツイッターのウェブサイト上になされた投稿により、Xが撮影した写真(「本件写真」)に係るXの氏名表示権(著作権法19条1項)等を侵害されたとして、Xに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求める事案です。

具体的な事実の経緯は以下のとおりです。

平成26年12月、訴外Aのツイッター上のアカウントにおいて、Xに無断で、本件写真を複製した画像(「本件元画像」)の掲載を含むツイートが投稿されました。その後、訴外B～Dのツイッター上の各アカウント(「本件各アカウント」)が、それぞれ、上記Aのツイートのリツイート(第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿)をしました。これにより、本件各アカウントの各タイムライン(個々のツイートが時系列順に表示されるページ)に、本件元画像を複製した画像が表示されるようになりました。本件元画像の隅には、Xの氏名表示(「本件氏名表示部分」)があったのですが、各タイムライン上に表示される画像(「本件各表示画像」)は、本件元画像の上部及び下部がトリミング(一部切除)された形となっていたため、本件氏名表示部分が表示されなくなっていました。

上記のような事実関係のもとに、知財高裁(控訴審)は、上記のリツイート行為(「本件各リツイート」)による氏名表示権侵害を認めたため、Yが上告し、氏名表示権につき、①本件各リツイート者(B～D)は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、「著作物の公衆への提供若しくは提示」をしていないし、②本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、氏名表示部分がある本件元画像を見ることができることから、本件各リツイート者は、本件写真につき「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」(同条2項)しているといえるので、原審(控訴審)の判断は誤っていると主張しました。

この点について、最高裁は、以下のとおり判断しました。

①について、「著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。」

②について、「本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはできない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もわかれぬ。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。」

本件は、最高裁が、①氏名表示権の侵害の要件としては著作権侵害となる著作物の利用は不要であると判断し、②ツイッターのシステムの仕様により氏名表示がトリミングされているにすぎない場合も氏名表示権を侵害すると判断しており、今後の著作者人格権の議論に影響を及ぼす重要な判断として、ご紹介いたします。

[目次へ戻る](#)

判例1の解説ポイント

廣瀬 崇史

Takashi Hirose

PROFILEはこちら

本件で問題となっている氏名表示権とは、著作物を創作した著作者が、一身専属的に有する著作者人格権の一つで、自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するか否か及び表示する場合は実名か変名かを定めることができる権利を指します(著作権法19条1項)。

本件では、ツイッターにおいて、写真の著作者である被上告人に無断で、当該写真の画像を複製した画像の掲載を含むツイートが投稿されていたところ、それに基づいて、リツイート(第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿)がなされ、不特定の者が閲覧できるアカウントのタイムラインに、元画像の一部である氏名表示部分がトリミングされた画像が記事の一部として表示されるようになっていたことに関し、当該リツイート者の行為に氏名表示権の侵害が成立するかということが一つの争点でした。最高裁は、氏名表示権の侵害を肯定しました。主な理由の概要は、既出の記事(枠囲み箇所参照)に記載されたとおりですので、紙面の都合上、再述を避けま

す。本件の問題点の一つは、リツイート者自身が、著作物の利用をしていないとも言う点です。アカウントのタイムラインに画像が表示されるのは、リツイートによりタイムラインのウェブページに画像ファイル保存用URLの元画像ファイルへのリンクが自動的に設定されるためです。すなわち、リツイートがされることによって、自動的に、上記リンクを指示する情報及びリンク先の画像の表示の仕方を指定する情報を記述したHTMLが、ウェブページ(リンク元のウェブページ)に係るサーバーの記録媒体に記録されます。そして、ウェブサイトを開覧するユーザーがウェブページにアクセスすると、自動的に、①リンク画像表示データが、サーバーから同ユーザーの端末に送信され、②

これにより、ユーザーの操作を介さず、元画像のデータが、画像ファイル保存用URLに係るサーバーから端末に送信され、③端末の画面上に上記指定に従って画像が表示されます。そして、ツイッターのシステムにおいては、表示の仕方に関するHTML等の指定により、トリミング等された画像が表示されることがあるところ、本件においても、これにより、元画像がトリミングされた形で上記端末の画面上に表示され、氏名表示部分が表示されなくなったものです。

このような状況下で、上告人(米ツイッター社)は、リツイート者はリツイートによって、複製、公衆送信その他著作権侵害となる著作物の利用をしていない以上、著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」をしていない旨を主張していました。

この点に関しては、氏名表示権の侵害成立には、著作物の利用を必要とするように読める下級審の裁判例も存在したものの、公衆送信など著作権侵害となる著作物の法定利用行為(著作権法21条～27条に列挙された権利に対応する利用行為)がなくても「著作物の公衆への提供若しくは提示」との要件を欠くことにならず、氏名表示権侵害は成立し得るとするのが多数説であったとされています¹。

そして、著作者人格権のうち、公表権に関する著作権法18条2項1号は、「著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること」との記載がある一方、本件で問題となっている氏名表示権に関する著作権法19条1項では、文言上、「提供若しくは提示」を、著作権の行使を伴う態様のものに限定していないこと、そもそも、氏名表示権は著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護する趣旨の権利であり、この保護の要請は、著作物の利用を伴うか否かで異ならないと考えられること

¹ 最高裁判所調査官笹本哲朗「最高裁重要判例解説(リツイート事件)」Law and Technology 90号(2021)63頁。成立を肯定するものとして、高橋和之ほか編『インターネットと法(第4版)』(青江秀史=茶園成樹)280頁、高瀬亜富「判例紹介リツイート事件」コピーライト58巻690号45頁～47頁、小坂準記「デジタル時代の著作者人格権」コピーライト698号9頁～10頁等。

から、本判決は、上記多数説をとったものと解されているようです²。

また、上告人は、ユーザーは、リツイート記事中の表示画像をクリックすれば、氏名表示部分がある元画像を見ることができるところから、リツイート者は、「すでに著作者が表示しているところから著作者名を表示」(著作権法18条2項)しているため、氏名表示権の侵害はないとも主張していました。この点、本件のような具体的な状況のもと、ウェブ上の写真の著作物について著作者名を表示したといえるかという点に関しては、従前あまり議論されてこなかったようです³。

最高裁は、トリミングされた画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに氏名表示部分があり、ユーザーは、表示画像をクリックしない限り、元画像の著作者名の表示を目にすることはなく、ユーザーが通常クリックするといえるような事情もうかがわれないうして、上告人の主張を採用しませんでした。インターネットの世界ではウェブページが一つの基本単位となっていることなどを考慮すると⁴、首肯できる理由付けと考えます。

なお、本判決には、SNSにおける著作者人格権を保護する要請と、利用者による負担を論じる上で唆に富む補足意見や反対意見が付されていることから、以下に、概要を紹介します。

まず、戸倉裁判官は、概要、次のような補足意見を述べ、多数意見を支持しています。

- 氏名表示権侵害を認めた場合、リツイートを行うに際し、出所や著作者名の表示等の確認を経る負担や、権利侵害のリスクへの心理的負担が一定程度生ずるが、著作者の権利を侵害しないために必要とされる配慮に当然に伴う負担である。氏名表示権侵害の成否について、出版等による場合や他のインターネット上の投稿をする場合と別異の解釈をすべき理由にはならない。
- 次の事情から、リツイートをする者の負担が過度に重くなる

ともいえない。

- ✓ 問題が生ずるのは、無断掲載のおそれがある画像を含む元ツイートをリツイートする場合に限られる。
- ✓ 元の画像に著作者名の表示がないケースでは、著作者が表示をしないことを選択していると認められる場合がある。
- ✓ ユーザーが表示画像を通常クリック等するといえるような事情がある場合には、これをクリック等して元の画像を見ることができることをもって著作者名の表示があったとみる余地がある。
- ✓ 著作権法19条3項が適用される場合もありうる。

加えて、戸倉裁判官は、意図せざる氏名表示権の侵害が生じてしまう可能性があることを認識していないツイッター利用者も少なからず存在すると思われること、侵害される可能性のある権利が著作者人格権という専門的な法律知識に関わるものであることなどを考慮すると、ツイッター利用者の個別対応のみに委ねることは相当とはいえず、社会的に重要なインフラとなった情報流通サービスの提供者の社会的責務という観点からも、上告人(米ツイッター社)において、周知等の適切な対応をすることが期待されるとしています。

一方、元外交官の林裁判官は、概要、次のような反対意見を述べています。

まず、林裁判官は、氏名表示部分の不表示は、上告人(米ツイッター社)が決定したシステムの仕様(仕組み)によるものであること、リツイート者には画像の表示の仕方を変更する余地はなかったこと、元画像の無断アップロードは元ツイートの投稿者であること等を総合考慮すると、リツイート者は、著作者人格権侵害をした主体であるとは評価することができなうしました。

また、林裁判官は、多数意見に従うと、ツイッター利用者には権利侵害の有無を判断する負担を強い、権利侵害の判断が困

² 同上笹本・63頁。

³ 同上笹本・64頁。

⁴ 同上笹本・65頁。

難な場合、リツイート自体を差し控える効果がありうると述べています。すなわち、SNSによる発信等には社会的責任が伴うことは当然であり、わいせつ画像や誹謗中傷画像など、本来、元ツイートの段階において削除されてしかるべきであることが明らかなのは、リツイートも許容されないが、本件においては、元ツイート画像は、通常人には拡散することが不適切であるとみえず、多数意見の判断に従えば、リツイート者は、あらゆるツイート画像について出所等を逐一調査、確認しなければならないことになり、権利侵害の判断を直ちにすることが困難な場合にはリツイート自体を差し控えるなどの事態をもたらしかねないとしています。

このように、本判決は、広く使用されているSNSの仕組みや機能を前提とした上で、いかに、著作権・著作者人格権を保護する要請と、利用者による負担を調整してゆくかの議論に一石を投じる重要な裁判例の一つであると考えられたところから、再度紹介させていただいた次第です。

判例2

防護標章登録に必要な需要者における認識の程度

渡辺 洋
Hiro Watanabe

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和2年9月2日判決(令和元年(行ケ)第10166号)裁判所ウェブサイト〔Tuché事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、防護標章に必要な需要者における認識の程度が問題になった事案です。防護標章とは、需要者間で広く認識された登録商標につき、他人がその商標をその指定商品(役務)と類似しない商品(役務)について使用すると、当該商標権者の商品(役務)であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのある場合に、当該商標権者に、予め使用意思のない非類似商品(役務)についてまで登録を認めることによって、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品(役務)にまで拡大することとするものです(商標法64条以下)。

本件の原告(グンゼ株式会社)は、「ストッキング」や「女性用下着」等を取り扱っており、指定商品を第25類「被服、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」とする下記の商標(原登録商標)を登録していましたが、同一の商標について、使用意思のない第5類「生理用ショーツ」等を指定商品として、防護標章の出願登録をしました。特許庁は、原登録商標が「需要者の間に広く認識されている」(商標法64条1項)とはいえないとして拒絶査定をし、不服審判請求も不成立としたため、原告は当該審決の取消しを求めて提訴しました。

<原登録商標>

Tuché

2. 知財高裁の判断

知財高裁は、以下のように判断し、原告の請求を棄却しました(下線や太字、傍点は筆者によります)。

➤ 「防護標章登録制度は、原登録商標の禁止権の及ぶ範囲を非類似の商品又は役務について拡張する制度であり、一方で、第三者による商標の選択、使用を制約するおそれがあることに鑑みると、同法64条1項の『需要者の間に広く認識されている』とは、原登録商標の指定商品の全部又は一部の需要

者の間において、原登録商標がその商標権者の業務に係る指定商品を表示するものとして、全国的に認識されており、その認識の程度が著名の程度に至っていることをいうものと解するのが相当である。」

- 商標法64条1項の文言や趣旨からすれば、『需要者』は、『商品に係る登録商標』(原登録商標)の需要者をいうものと解されるから、この『需要者』の範囲を防護標章登録出願である本願の指定商品(筆者注:本件では「生理用ショーツ」等)の需要者と重なる範囲に限定すべき理由はない。」
- 原告が取り扱う「ストッキング」等の商品は、第25類の「被服」に含まれるから、これらの商品の需要者において、原登録商標が「需要者の間に広く認識されている」かを判断する。
- 原告は原登録商標を使用した商品(原告使用商品)を、19年以上にわたり、全国的に継続的に販売しており、「その売上高及び市場シェアから、原登録商標は相当数の需要者において原告の業務に係るストッキングを表示するものとして認識されていたものと認められる。」
- 一方で、原登録商標の構成や使用態様をみると、商品のパッケージには「Tuché」の文字だけでなく、色や柄等を強調した記載や、原告を示す著名商標である「GUNZE」の記載があること、アクサンテギュ記号になじみのない需要者にとっては「トゥシェ」の称呼は自然には生じないことからすれば、原登録商標が記憶や印象に強く残りやすいものとは直ちには認められず、また原告使用商品の売上高も、毎年減少傾向にあり、近年はピークの売上高の3分の1以下であり、その市場シェアも減少傾向にあること、原告使用商品の広告宣伝は、大規模なものとはいえず、その広告宣伝効果は限定的であることなどからすれば、「本件審決時において、大半の需要者が原登録商標を原告の業務に係るストッキングを表示するものとして認識しているものとはいえず、原登録商標に係る需要者の認識の程度は、著名の程度に至っているものと認めることはできな

次ページへ続く

い。」

- したがって、原登録商標は、本件審決時において、原告の業務に係る指定商品を表示するものとして「需要者の間に広く認識されている」と認められない。

3. 本判決の意義

防護標章の「需要者の間に広く認識されている」との要件の解釈については、JOURNAL STANDARD事件(知財高裁平成22年2月25日)が「当該登録商標が広く認識されているだけでは十分ではなく、商品や役務が類似していない場合であっても、なお商品役務の出所の混同を来す程の強い識別力を備えていること、すなわち、そのような程度に至るまでの著名性を有していることを指すものと解すべきである」との判断を示していますが、本件はこれと同様の立場に立ったうえ、「需要者」の範囲が、防護標章登録出願である本願の指定商品の需要者と重なる範囲に限定されず、あくまで原登録商標の需要者の範囲を基準とすると明確化した点に意義があるといえます。また、具体的な判断において、使用態様や売上高、宣伝広告といった観点から、原登録商標について「相当数の需要者」には認識されていたものの、「大半の需要者」には認識されているとはいえないとした点も参考価値があります。

以上より、防護標章における「需要者の間に広く認識されている」との要件充足性の判断に当たって実務上参照価値が高いといえ、紹介した次第です。

判例2の解説ポイント

廣瀬 崇史

Takashi Hirose

PROFILEはこちら

防護標章登録に関する商標法64条は、原登録商標が需要者の間に広く認識されるに至った場合には、第三者によって、原登録商標が、その本来の商標権の効力(商標法36条、37条)の及ばない非類似商品・役務に使用されたときであっても、出所の混同をきたすおそれが生じ、出所識別力や信用が害されることから、そのような広義の混同を防止するために、「需要者の間に広く認識されている」商標について、その効力を非類似の商品・役務について拡張する趣旨で設けられたものです。

防護標章登録をすることで他の人が、防護標章登録を受けている標章と同一の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするものは、登録できなくなります(商標法4条1項12号)。また、商標権は、登録商標と同一・類似の商標を、指定商品・役務と同一・類似の商品・役務について使用する行為を禁止する効力がありますが、防護標章登録を受けると、登録商標と同一の商標を非類似の商品・役務について使用する場合であっても、混同を生じるおそれがあれば、それを禁止することが出来ます(商標法67条1号)。なお、防護標章として認定された登録商標は、「周知・著名商標」として、特許情報プラットフォームに登録されます¹。

商標権の効力(第22回商標制度小委員会資料・資料1より改変)

		指定商品・役務		
		同一	類似	非類似
登録商標	同一	使用権 (25条)	禁止権 (37条)	防護標章登録に基づく権利による禁止権(67条1号)
	類似	禁止権 (37条)	禁止権 (37条)	

防護標章登録のためには、次の要件(商標法64条1・2項)を満たす必要があります。

- ・登録を受けようとする標章が、登録商標と同一であること
- ・当該登録商標が自己の業務に係る指定商品・役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること
- ・出所の混同を生ずるおそれがある商品・役務を指定商品・役務とすること

本件は、そのうち、「需要者の間に広く認識されている」といえるか否かについて、判断を示した事案です。JOURNAL STANDARD事件(知財高裁(3部)平成21年2月25日判決(平成21(行ケ)10189号))では、「防護標章登録においては、①通常の商標登録とは異なり、商標法3条、4条等が拒絶理由とされていないこと、②不使用を理由として取り消されることがないこと、③その効力は、通常の商標権の効力よりも拡張されているため、第三者による商標の選択、使用を制約するおそれがあること等の諸事情を総合考慮するならば、商標法64条1項所定の『登録商標が・・・需要者の間に広く認識されていること』との要件は、当該登録商標が広く認識されているだけでは十分ではなく、商品や役務が類似していない場合であっても、なお商品役務の出所の混同を来す程の強い識別力を備えていること、すなわち、そのような程度に至るまでの著名性を有していることを指すものと解すべき」とされていました。

本件では、「需要者の間に広く認識されている」とは、「原登録商標の指定商品の全部又は一部の需要者の間において、原登録商標がその商標権者の業務に係る指定商品を表示するものとして、全国的に認識されており、その認識の程度が著

¹ これにより、周知著名商標と判断してもらえる可能性が高まります。

² JOURNAL STANDARD事件でも、具体的な当てはめの中で、問題となっている店舗の所在地が首都圏に限られること等が、著明性を否定する方向の事実として、考慮されています。

名の程度に至っていることをいうものと解するのが相当」としており、細かい表現は異なる²ものの、JOURNAL STANDARD 事件と同趣旨の内容を示しています。

その上で、本件では、商標法64条1項の文言や趣旨から、「需要者」の範囲は、「商品に係る登録商標」(原登録商標)の需要者をいうものと解され、「需要者」の範囲を防護標章登録出願である本願の指定商品の需要者と重なる範囲に限定すべき理由はないとしました。また、具体的な事実認定の中で、登録商標の使用が「相当の需要者」において原告の特定の商品を表示するものとして認識されていたことは認めましたが、登録商標の外観、称呼、使用態様・商品上の他の記載、商品の売上高の変遷(減少傾向)、広告宣伝の規模・効果等を考慮し、(審決時点で)「大半の需要者」に、原告の特定の商品を表示するものとして認識されているわけではない旨を認定し、「需要者の間に広く認識されている」との要件該当性を否定しました。

以上のように、本件は、「需要者の間に広く認識されている」を判断する基準、判断の際の考慮要素をより明確化したものとして実務的な意義があることから、再度、ご紹介をした次第です。

[△ 目次へ戻る](#)